

学校いじめ防止基本方針

北摂三田高等学校

1 本校の教育方針

志「学を究め、己を修め、ともに手を取り、明日をつくらん」の建学精神を基に、校訓「勉学・自律・敬愛」の理念を教育活動で継続して、以下のことを行う。

- (1)基礎的、基本的な学力の定着を図り、主体的、意欲的な学習態度を身につけさせて、生涯学習の能力を高め、「生きる力」の育成を重視した学校教育を展開する。
- (2)基本的な生活習慣の確立を図り、自ら正しく判断し、責任ある行動ができる力を養う。
- (3)強健な体力と気力の養成を図り、礼節のある態度、豊かな情操を養う。
- (4)人格を高め、個性を伸ばし、心豊かな人間を育成する。

2 本校の生徒指導の基本的な方向

- (1)生徒と教職員が、心と心のふれあいを深め、望ましい人間関係を樹立し、学校生活上のルール習得などの社会性、また、基本的なモラルなどの倫理観の育成を図る。
- (2)日常の学校生活において、規律ある行動・端正な服装・気持ちのよい挨拶等、健全で安全な生活を営む習慣や態度を身につけさせる。
- (3)多様化しつつある生徒の実態を的確に把握するため、生徒相談の充実を図り、また、家庭や地域との連携を密にする。
- (4)交通法規の遵守と事故防止に努め、生命の尊さを真摯に認識させる。

3 いじめ防止等の指導体制・組織的対応等

(1) 未然防止

ア 校内でできること

HR活動や学校行事、授業等の中で、生徒たちの人間関係を注意深く観察し、心配される内容があれば、教職員が一人で抱え込むことなく、教職員間で情報共有を図るとともに、学校全体で取り組む組織的な対応を行い、生徒たちへのきめ細かい声かけを実施する。

また、Web上の危険性等についても注意喚起をする。その際、生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や効果的な対処について学習する機会を確保し、あわせてインターネットの正しい活用などのための講演会を実施する。

イ 校外でできること

家庭との連絡を密にすることで、保護者との連携を深め、家庭と学校での様子について情報共有を図り、必要に応じて生徒たちへの声かけを実施する。

また、小・中・高等学校間の連携により、孤立しがちな生徒や発達障害等特別な配慮を要する生徒の情報を引き継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有を図る。

(2) 早期発見

ア 組織的な「いじめ」の発見（組織については別紙1参照）

生徒面談の中で、生徒たちの人間関係を把握するよう努め、いじめの実態アンケートなどを通して、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。別紙3

また、大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し、早期に発見するためのチェックリスト別紙2を別に

定める。

イ 観察による「いじめ」の発見

HR活動や学校行事、授業等の中で、生徒たちの人間関係を注意深く観察し、気になる事柄が発見された場合や、保護者との連携を深める中で気になる事柄があった場合は、関係学年や生徒指導部と情報を共有するとともに情報収集に努め、複数の教職員で「いじめ」の可能性について相談し、「いじめ対応チーム」にて検討する必要があるかを判断する。

(3) 早期対応

ア 関係機関との連携

「いじめ」もしくは「いじめ」に発展する可能性がある内容が発見できた場合、速やかに発見者と関係学年、生徒指導部及び管理職で情報を共有し、早急に「いじめ対応チーム」にて対応を検討する。その後、必要に応じて全教職員とも情報共有を図るとともに、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、指導助言等による支援のもと、管理職が中心となって組織的に対応する。また、必要に応じて、管理職は県教育委員会の高等学校問題解決サポートチームや警察、こども家庭センターなど関係機関へ支援を要請する。**別紙4**

イ 情報収集及び原因の究明

情報収集するには、極力該当生徒と信頼関係のある職員が当たり、関係機関と情報共有をしながら、何が原因で、どのようなことが行われたのかを確認する。関係生徒が多数になった場合は「調査チーム」を発足して事実確認を行う。

ウ 支援及び援助

被害生徒及び保護者に対して、どのような支援、並びに援助ができるのかを、「いじめ対応チーム」で検討し、実施する。

エ 心のケア

教育相談を活用し、被害生徒並びに保護者の心のケアに最善を尽くす。場合によっては、加害生徒に対しての心のケアも「いじめ対応チーム」で検討し、必要に応じて行う。

オ 再発防止

全教職員で情報を共有し、全教職員目で経過観察をし、心配される様子があれば、早急に再度(3) ア に戻り、対応する。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じていると認めるとき」のことで、いじめを受けている生徒の状況で判断する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ対応チームに専門的知識及び経験を有する外部の専門家を加えた組織で調査し、事態の解決に当たる。

5 その他

(1) PDCAサイクルでの取組

年度毎に本方針が実態に即しているかを検討し、必要に応じて改訂する。改訂に当たっては、いじめ対策の達成目標を設定するとともに、取組を年間計画として定め

る。それらの取組状況を学校評価の評価項目に位置づけ、定期的に点検・評価を行い、改善に努める。

(2) 情報発信及び収集

本方針は、学校のホームページで公開するとともに、学校評議会やPTA総会など、保護者や地域の方々への情報公開に努めるとともに、意見交換する機会を設ける。

また、保護者や地域からの意見についても、積極的に収集するように留意する。

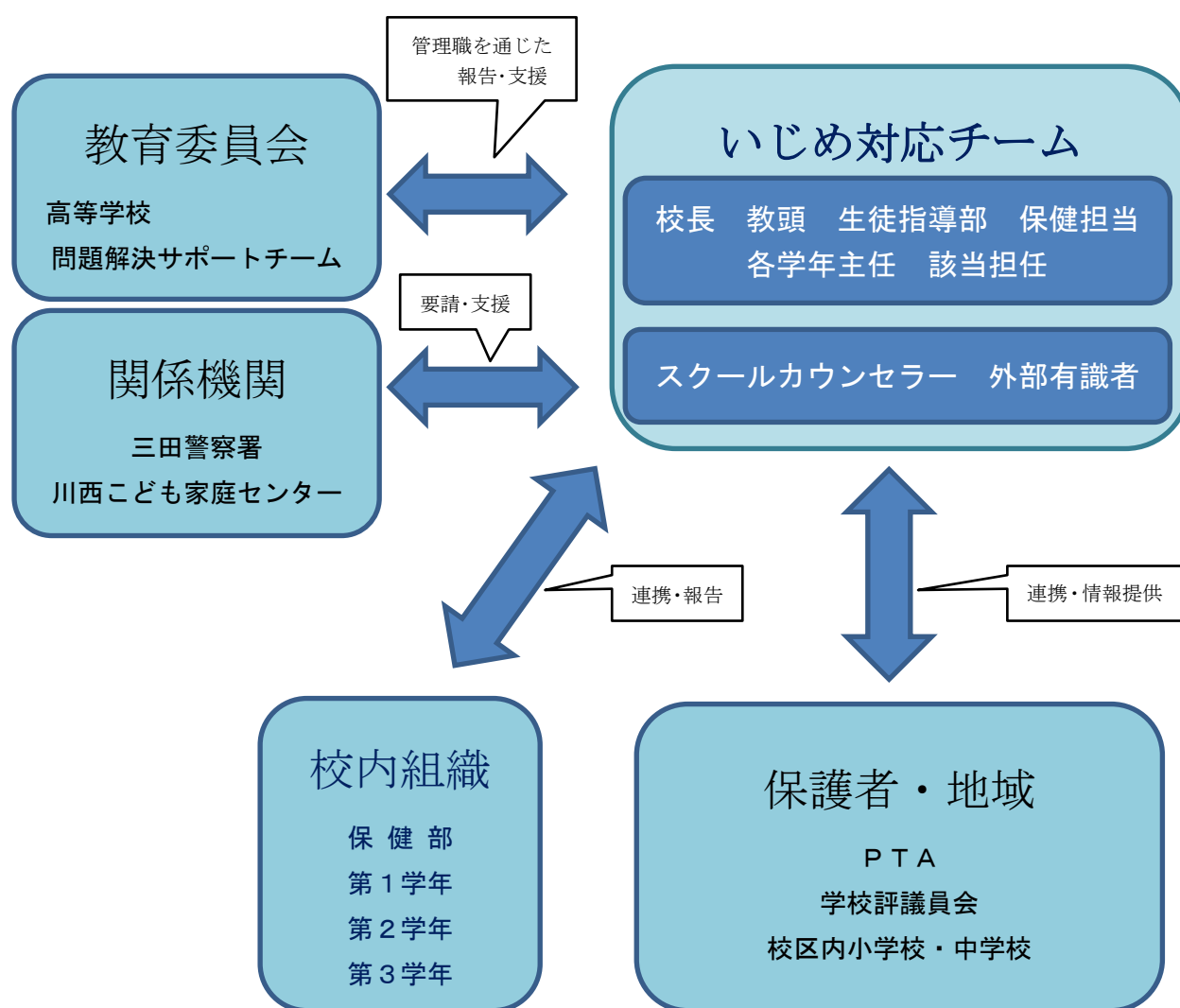
(3) 教職員の対応能力の向上に向けた研修の充実

カウンセラー等を講師としたカウンセリングマインド研修を実施し、法令の理解や危機管理意識の向上により、いじめに対する対応能力を高める。

また、いじめの事例研究や心の教育総合センターが開発した「いじめ未然防止プログラム」等の活用により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について、教職員の共通理解と対応能力の向上を図る。

I 校内指導体制及び関係機関

1. 「いじめ対応チーム」の構成員は、管理職・生徒指導部・保健担当・各学年主任並びに該当担任で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーや別途定める外部有識者も含めて対応を検討する。
2. 「いじめ対応チーム」は、いじめに関わる事案の最も情報が集約された決議機関として位置づけ、日頃から情報収集を心がけ、事案に応じた柔軟な対応を検討する。
3. 職員間の情報共有を心がけ、「いじめ」と思われる事案が発生したときは、直ちに「いじめ対応チーム」を招集する。
4. 必要に応じて、調査チームを発足し、「いじめ対応チーム」の指示のもと、生徒からの情報収集に当たる。



いじめが起こりやすい・起こっている集団

- | | |
|--|--|
| ☐ 朝いつも誰かの机が曲がっている | ☐ 教職員がいないと掃除がきちんとできない |
| ☐ 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする | ☐ グループ分けをすると特定の生徒が残る |
| ☐ 班にすると机と机の間に隙間がある | ☐ 特定の生徒に気を遣っている雰囲気がある |
| ☐ 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう生徒がいる | |
| ☐ 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せつけない雰囲気がある | |
| ☐ 些細なことで冷やかしたりするグループがある | |
| ☐ 授業中、教職員に見えないように消しゴム投げをしている | |

いじめられている子

●日常行動・表情の様子

- | | |
|--|---|
| ☐ わざとらしくはしゃいでいる | ☐ おどおど、にやにや、にたにたしている |
| ☐ いつもみんなの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| ☐ 下を向いて視線を合わせようとしない | ☐ 顔色が悪く、元気がない |
| ☐ 早退や一人で下校することが増える | ☐ 遅刻・欠席が多くなる |
| ☐ 腹痛などの体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | ☐ ときどき涙ぐんでいる |
| ☐ 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |

●授業中・休み時間

- | | |
|---|---|
| ☐ 発言すると友達から冷やかされる | ☐ 一人でいることが多い |
| ☐ 班編制の時に孤立しがちである | ☐ 教室へいつも遅れて入ってくる |
| ☐ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える | ☐ 教職員の近くにいたがる |
| ☐ 教職員がほめると冷やかされたり、陰口を言われたりする | |

●昼食時

- | | |
|--|--|
| ☐ 好きな物を他の生徒にあげる | ☐ 他の生徒の机から机を少し離している |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする | ☐ 食べ物にいたずらされる |

●清掃時

- | | |
|--|--|
| ☐ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている | ☐ 一人で離れて掃除をしている |
|--|--|

●その他

- | | |
|---|--|
| ☐ トイレなどに個人を中傷する落書きが書かれる | ☐ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる |
| ☐ 持ち物が壊されたり、隠されたりする | ☐ 理由もなく成績が突然下がる |
| ☐ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す | ☐ 服に靴の跡がついている |
| ☐ ボタンが取れたり、ポケットが破れたりしている | ☐ 手や足に擦り傷やあざがある |
| ☐ 怪我の状況と本人が言う理由が一致しない | ☐ 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどする |

いじめている子

- | | |
|--|---|
| ☐ 多くのストレスを抱えている | ☐ 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| ☐ あからさまに、教職員の機嫌をとる | ☐ 特定の生徒にのみ強い仲間意識を持つ |
| ☐ 教職員によって態度を変える | ☐ 教職員の指導を素直に受け入れない |
| ☐ グループで行動し、他の生徒に指示を出す | ☐ 他の生徒に対して威嚇する表情をする |
| ☐ 活発に活動するが他の生徒にきつい言葉を使う | |

《年間指導計画》

月	職員会議等	未然防止に向けた取組	早期発見に向けた取組
4月	いじめ対応チーム ・指導方針の確認	中学校訪問〔情報収集〕※1 オリエンテーション合宿	個人面談
5月	北摂祭	学級づくり ※4	
6月	いじめ対応チーム 定例会① ※8 中間考査	講演会 ※3 人権HR ※6	人との関わり方についての アンケート① ※5
7月	カウンセリングマインド研修会※9 学校評議員会		三者面談
8月			
9月	期末考査		
10月		人権講演会 ※7 人権HR ※6	個人面談
11月		人権HR ※6	
12月	中間考査 いじめ対応チーム 定例会② ※8		人との関わり方についての アンケート② ※5
1月			
2月	期末考査	人権HR ※6	
3月	いじめ対応チーム ・まとめ、 学校評議員会		

事案発生時に「いじめ対応チーム」を起動
職員会議にて情報共有 ※2

- ※1 入学前に、中学校時代の状況を把握するため、入学者のいる中学校を訪問し、中学時代の人間関係等について情報収集をする。
- ※2 「いじめ」と判断する事案が発生した場合、直ちに「いじめ対応チーム」を招集し、その対応について検討する。
- ※3 1・2年生対象に、携帯電話・スマートフォン使用に伴うインターネット環境の問題点について、有識者による講演会を実施し、携帯電話・スマートフォンのネット環境での便利さと問題点を学ばせる。
- ※4 1年生でのオリエンテーション合宿をはじめ、各学年新クラスで人間関係を築くため、HR活動や学校行事を通して「学級づくり」に取り組む。
- ※5 「いじめ」の実態アンケートとして、「人との関わり方について」というアンケートを年2回、実施する。必要に応じて追加のアンケートを実施し、生徒が記入しやすい形式を工夫する。
- ※6 人権推進委員会において、指導計画を検討し、年間4回の人権HRを実施する。
- ※7 人権推進委員会にて検討し、人権講演会を年1回は実施する。
- ※8 「人との関わり方について」アンケートを実施後、その結果について「いじめ対応チーム」の定例会を年2回開催し、状況に応じた対応を検討する。
- ※9 教職員によるカウンセリングマインド研修会を実施し、いじめに対する対応能力を高める。

-
- この図は、いじめ対応チームの役割と連携を示しています。
- 被害者**（援助）と**加害者**（指導）の間の関係は、無言の圧力、傍観者、いじめ、発見、通報・援助、報告・相談、報告・支援、報告・依頼、報告・協議、再発防止、対応、関係機関（三田警察署、川西こども家庭センター）を通じて行われます。
- いじめ対応チーム**（校長、教頭、生徒指導部、保健担当、各学年主任、該当教職員、スクールカウンセラー、外部有識者）は、被害者、加害者、傍観者、保護者（報告・援助）と連携し、対応と再発防止を行います。
- 調査チーム**（必要に応じて発足）は、被害者、加害者、傍観者、保護者と連携し、報告・依頼、報告・協議を行います。
- 職員会議**は、調査チームと連携し、報告・協議を行います。
- 関係機関**（三田警察署、川西こども家庭センター）は、被害者、加害者、傍観者、保護者と連携し、報告・支援、報告・依頼、報告・協議を行います。